

ときがわ町文化財保護審議委員会会議録

| | |
|--|---|
| 会議の名称 | 令和7年度第1回ときがわ町文化財保護審議委員会 |
| 主な議題 | (1) 町指定文化財「姥榿」の指定解除について (2) その他報告事項 |
| 開催日時 | 令和8年1月26日(月) 午後1時30分～午後14時45分 |
| 開催場所 | 都幾川公民館 3階 講座室 |
| 会議録の公開(非公開・一部非公開)とその理由 | 全部公開 |
| 出席委員 | 落合義明委員長、清水誠司副委員長、野中仁委員、山本富士雄委員、濱島文明委員、諸岡勝委員 |
| 事務局 | 荻久保充也生涯学習課長、田中和浩主幹、儘田めぐみ生涯学習課主任 |
| 記録方法 | 要点筆記、録音 |
| <p>【審議等内容又は概要】</p> <p>1 開会 儘田めぐみ生涯学習課主任</p> <p>2 あいさつ 落合義明委員長 荻久保充也生涯学習課長</p> <p>3 議題 進行役 落合義明委員長</p> <p>(1) 町指定文化財「姥榿」の指定解除について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天然記念物として町指定文化財に登録されていた「姥榿」がナラ枯れにより、たち枯れの状態である。教育委員会より町指定文化財の解除について諮問がされたので審議をする。 樹木医による診断結果は、ナラ枯れにより95パーセントが枯れており、復活は難しい。安全を考慮すると伐採が必要であるということであった。 ナラ枯れは急速に進行する。ときがわ町内でナラ枯れの浸食が見受けられたので、令和6年に町の農林環境課、県の林業事務所の協力を得てナラ枯れ対策の薬剤注入を100カ所おこなったが、翌年に枯れてしまった。姥榿は山の急斜面にあり、真下に町が巨木めぐりの見学路を整備している。近いうちに倒木が予想されることからハイキング客の事故防止の観点から所有者と協議して伐採を検討しているところである。このような状況から教育委員会より諮問があり、ときがわ町文化財保護条例第7条第1項に基づく指定の解除をするものである。 ・伐採費用については、町が観光目的で所有者の協力を得て見学路を整備するなど、町が主導で管理をしてきた経過があるので今回は町が伐採する。 ・重機が入らない場所であるので、腐食が進まないうちに伐採する必要がある。 ・「姥榿」はアカガシがあれだけの巨木になることは珍しいということで町指定となっており、種の指 | |

定ではない。

- ・令和8年1月26日開催のときがわ町文化財保護審議会で審議の結果、ときがわ町文化財保護条例第7条第1項の「町指定文化財としての価値を失ったとき」に該当するため、指定解除について認める。

(2) その他の報告事項

- ・町指定文化財ニホンオオカミ頭骨が令和7年3月14日付、県報告示により埼玉県指定文化財となったことを報告する。県指定に伴いときがわ町文化財保護条例第7条2項、「町指定文化財が県又は国の指定を受けたときは当該指定の日から、町の指定はその効力を失うものとする」に基づき、町の指定が解除となったことを報告する。
- ・比企城跡群小倉城跡の調査状況について。文化庁より城跡の全体を把握した上で整備計画を策定すべきであるとの指摘を受け、令和2年度に学識経験者による小倉城跡調査指導委員会を発足させた。令和3年度に郭1の上段地点、令和4～5年度に枳形虎口、令和6～7年度に郭2の発掘調査を行っている。今後の調査については令和8年1月30日に指導委員会を開催した上で令和7年度の発掘調査を行う予定であることを報告する。

4 閉会

儘田生涯学習課主任

| | |
|--------------------|--|
| その他審議会等の長が必要と認めた事項 | 配布資料 ・次第 ・令和6年～7年度 ときがわ町文化財保護審議委員名簿 ・町指定文化財「姥榿」の町指定解除について（諮問） ・姥榿のナラ枯れ状況報告 ・樹木診断報告書 ・ときがわ町文化財保護条例（第2章 町指定の文化財 第6条～第8条） ・町指定文化財「姥榿」の町指定解除について（答申案） ・埼玉県指定文化財について（通知） ・埼玉県 報道発表資料 令和6年度埼玉県指定文化財の新規指定等について（該当箇所を抜粋したもの） ・町内遺跡XV史跡比企城館跡群 小倉城跡I |
|--------------------|--|

上記内容について、相違ないことを証します。

令和 8年 3月 18日

落合 義明



野 中 仁



山 本 富 士 雄

